

条例骨子（案）について

1 骨子（案）に係る市の考え方

（1）条例の体系

手話は独自の体系を持つ言語であり、一時は学校教育の場で事実上禁じられながらも、それをろう者が守り、引継ぎ、言語として認められるまでに至った苦難の歴史を持つ。市としてその事実を正しく認識するとともに、手話を利用し、学ぶなどの権利を保障し、普及促進に努めていく必要がある。

一方で、言語とは、事実や思いを表現し伝え、人同士がコミュニケーションをとるためのものである。障害のある人のコミュニケーションについては、手話、点字、要約筆記、触手話、平易な表現、情報機器及び通訳派遣など、障害特性に応じた支援が整えられてきたが、まだその普及や手話通訳などの人材確保は十分とは言えない。また、視覚障害者については、急速に普及しているタッチパネルの操作が障壁になるなど、情報技術の発展に取り残されてしまう懸念も大きい。

手話の普及促進も、ろう者だけでないすべての人々とコミュニケーションを円滑に行うことを目的としており、手話とコミュニケーションは切り離せないものである。本市は、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指すため、手話を言語として規定する内容と、障害のある人のコミュニケーション支援に係る内容を定める 1 本の条例を制定する。

（2）基本理念

手話が言語であること、それを利用し、学ぶなどの権利を保障することの重要性に鑑み、手話は独自の体系を持つ言語であり、手話を利用する権利を尊重し、将来に向かって引き継ぐことを理念に位置付ける。

その上で、障害特性に対応した手法による情報提供により、障害のある人が情報を十分に理解し、必要な情報を選択し意思決定できること及び、情報発信を保障し、自身の意思を表明できることを理念に位置付ける。

（3）施策など

本協議会で出た意見を踏まえ、他市の事例を参考として位置付ける。

2 条例骨子（案）

(前文)	・手話は、ろう者の間で大切に引き継がれ発展してきたが、一時は学校教育の中で事実上禁じられるなどの苦難の歴史を経て、国連で採択された障害者権利条約や障害者基本法で言語と認められた。我々は、その事実を正しく認識するとともに、手話を利用し、学ぶなどの権利を保障し、普及促進に努めていく必要がある。 ・言語とは、事実や思いを表現し伝え、人同士がコミュニケーションをとるためのものである。障害のある人へのコミュニケーション支援については、手話、点字、要約筆記、触手話など、様々な支援が整いつつあるが、十分に普及しているとはいいがたく、障害のある人は不安や困難を抱えている。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されるなど、情報技術の発展とともに、より一層の施策の充実が求められる。 ・また、情報技術の発展は、例えばタッチパネルの普及は視覚障害者には逆に不便となるなど、障害のある人にとって必ずしも利便性の向上につながるものだけでないことも重要。 ・ここに、本市として、手話の理解や普及促進、将来への継承とともに、障害のある人のコミュニケーションのあらゆる手段の確保、発展により、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指すため条例を制定する。
目的	手話の理解、普及を促進するとともに、障害のある人が、情報を十分に取得、理解、利用し円滑にコミュニケーションを図るため、基本理念を定めるほか、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、計画的に施策を推進する。
用語の定義	・障害者 ・ろう者 ・盲ろう者 ・コミュニケーション ・コミュニケーション手段（手話、点字、要約筆記、触手話、代筆・代読、平易な表現、情報技術を用いた装置、等） ・コミュニケーション支援者（手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者等）
基本理念	・手話は独自の体系を持つ言語であり、利用する権利を尊重し、将来に向かって引き継ぐこと ・障害特性に対応した手法による情報提供により、障害のある人が情

	報を十分に理解し、必要な情報を選択し意思決定できること ・ 障害特性に対応した手法による情報発信を保障し、自身の意思を表明できること
市の責務	基本理念に基づき、手話の理解、普及の促進及び、コミュニケーション支援に係る施策を総合的、計画的に推進
市民の役割	手話に係る理解を深め、障害のある人の情報取得、利用の重要性を認識し、市の施策に協力するとともに、地域で身近な支援に取り組む
事業者等の役割	手話に係る理解を深め、障害のある人の情報取得、利用の重要性を認識し、障害のある人に対し合理的配慮をするほか、市の施策に協力する。
施策の推進	・ 手話の言語としての理解、普及促進、次世代への継承 ・ 障害の有無やその程度にかかわらず情報を取得、理解するとともに、自分の意思を自由に発信できる環境の整備 ・ コミュニケーション支援者の育成
その他	・ 財政措置 ・ 当事者の意見聴取 ・ 公共施設での啓発 ・ 学ぶ機会の提供 ・ 通訳の設置、派遣 ・ 障害特性に配慮した情報技術の活用 ・ 災害時の情報保障